

【新型コロナウイルス感染症関連情報】情報公開請求について

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が5月14日を持って解除されましたが、当局においては、引き続き感染防止のための取組を行いながら業務を行うこととしております。

つきましては、総務課で所管している業務（行政文書開示請求・保有個人情報開示請求）について、当分の間、可能な限り郵送により請求していただきますようお願いいたします（上記業務は、窓口及び郵送による方法以外での請求は受け付けられておりませんので御注意ください）。

大変申し訳ありませんが、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。各種請求の様式は以下のリンク先をご参照ください。

[「行政文書開示請求」](#)

[「保有個人情報開示請求」](#)